



ケイトウ

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

7月

(文月) JULY

17日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 賃上げ促進税制とNISA奨励金

賃上げ促進税制では、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは特に限定していません。事業主が職場つみたてNISAを利用する従業員へ給付する奨励金を福利厚生費など給与以外で費用計上していても、その奨励金は同税制の対象となる「給与等」に該当します。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月18日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月18日
- 労 務 / 労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

令和5年度税制改正 電子帳簿保存制度 の見直し

ている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報に係るデータの保存義務等が定められたものです。電子データによる保存は、3種類に区分されています（下図参照）。

二 電子取引データの保存

(1) データ保存の義務化

電子帳簿保存制度については、昨年に引き続き、令和5年度税制改正において更なる見直しが行われました。今回は、改めてこの制度を確認するとともに、今回のような改正が行われたのか見ていきます。

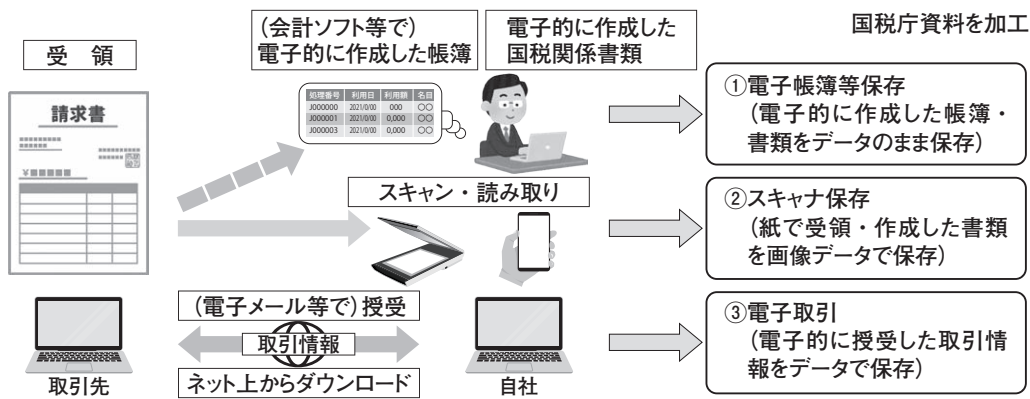
一 電子帳簿保存制度とは

所得税、法人税、消費税等で、原則紙での保存が義務づけられ

ている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報に係るデータの保存義務等が定められたものです。電子データによる保存は、3種類に区分されています（下図参照）。

令和4年1月1日以降、事業者が所得税・法人税に係る取引情報（請求書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合は、その取引情報を電子データのままで保存しなければならぬこととされました。ただし、消費税に係るデータについては、引き続き書面上出力することにより保存することも認められています。

しかし、事業者の間からシステム等の対応が間に合わないという意見があったことから、令和4年度税制改正において、「やむを得ない事情」があり、かつ、



税務調査の際に出力した書面の提出等に応じる場合は、令和5年12月31日までの2年間、出力した書面による保存を認める宥恕措置がとられています。

(2) データ保存の要件

前述のような電子データを受け取った場合、真实性を確保するため、タイムスタンプ等の改ざん防止のための一定の要件を満たす必要があります。

また、データを検索可能な状態で保存すること（検索機能の確保要件）、データの見読を可能とするパソコン・ディスプレイを備え付けるといった要件も満たさなければなりません。

三 令和5年度税制改正の内容

令和6年1月1日以後に行う電子取引について、次のような見直しが行われました。

(1) システム対応が間に合わなかった事業者への対応

前述のデータ保存の要件に係るシステム対応が「相当の理由」により行うことができなかった事業者においては、税務調査の際に出力書面の提出等に加え、

令和5年度改正による新たな猶予措置

位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
令和5年12月31日 までの有恕措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長がやむを得ない事情があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力画面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。 	事実上、出力画面による保存が可能	出力画面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要
令和6年1月1日 からの新たな猶予措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力画面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。 	なし ※あくまでも、データの保存が必要	データ及び出力画面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等に適用

データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能等の確保の要件を不要として、そのデータの保存が可能とされました。なお、現行の有恕措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止されます（上表参照）。

(2) 検索機能の確保要件の緩和
現行の検索機能の確保要件とは、

① 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（以下、記録項目といいます）を検索の条件として設定することができること

② 日付又は金額に係る取引項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること

③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること

とされています。

そのうち、調査の際にデータのダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合は②及び③の要件が不要となり、更に加えて基準期間の売上が1000万円以下である事

業者は、①から③のすべての要件が不要となります。

令和5年度税制改正により、①から③のすべての要件が不要となる事業者の売上高の基準が5000万円以下に改正された（ただし、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていることには変わりはありません）。

また、データのダウンロードだけではなく、そのデータの出力画面の提出等の求めに応じることができるようになっている場合についても、①から③のすべての要件が不要となります。

(3) スキャナ保存制度の要件の緩和
制度の利用促進を図る観点から、記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことや、スキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存の要件を不要とし、帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類が、契約書、領収書、納品書、請求書などの重要書類に限定されました。

これにより、見積書や注文書、検収書などが対象外になることが考えられます。

(4) 優良な電子帳簿の範囲の見直し
優良な電子帳簿の要件（訂正・削除・追加の履歴、各帳簿間の相互関連性、検索機能の確保の要件）を満たして保存等がされた場合において、帳簿に記録された事項に関し申告もれがあったときは、その申告もれが課される過少申告加算税を5%軽減する措置が設けられています。

今回の改正により、いままでは優良な電子帳簿の範囲については、仕訳帳、総勘定元帳のほか、その他必要な帳簿すべてとされていたものが、その他必要な帳簿の範囲について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくなるための補助帳簿等に限定されました。

【参考資料】
国税庁
電子帳簿等
保存制度
特設サイト



インボイス制度対応のためのシステム修正費用の取扱い

インボイス制度に対応するために、自社の固定資産であるシステムのプログラムに対する修正費用の取扱いを確認します。

(1) 修繕費に該当する修正

システムのプログラムの修正が、インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、現状の効用の維持等に該当し、これらの修正に要する次のような費用は修繕費として取り扱われます。

- ① 現行の請求書等の形式に登録番号、軽減税率の対象品目である旨、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率及び消費税額等を追加
- ② 積上げ計算方式による仕入税額の計算に対応するため、集計方法などの税額計

算の要素に対する仕様変更等

(2) 資本的支出に該当する修正

ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出に該当します。

- ① 受発注システム上で受領し、又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」に公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
 - ② これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの
- ### (3) 資本的支出のうち修繕費として取り扱うことができるもの

修正に要した費用の額が20万円未満である場合やその費用の額のうち資本的支出か修繕費かが明らかでない金額がある場合でその金額が60万円未満であるなど一定の場合は、修繕費として取り扱えます。

法人事業概況説明書の記載要領の変更

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付及び保存を行い、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者については、その優良な電子帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった場合でも、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

この措置を踏まえ、令和5年3月1日以後に提出する法人事業概況書等の記載要領が次のとおり変更となりました。

- (1) 表面「5PC利用状況」・「(5)会計ソフト名」欄…軽減措置の適用要件を満たす場合には、会計ソフトの名称の末尾に「(軽減)」と記載
- (2) 裏面「15帳簿類の備付状況」欄…優良な電子帳簿の要件を満たして保存等を行っている帳簿には、末尾に「○」と記載

土地賃貸借契約(印紙税)

Q 賃貸料及び預け敷金が記載された土地の賃貸借契約書を作成しました。

印紙税は、どのように取り扱われますか。

A 記載金額のない第1号の2文書(土地の賃借権の設定に関する契約書)となり、税額は200円となります。第1号の2文書の記載金額は、土地の賃借権の設定または

譲渡の対価たる金額、すなわち、権利金その他名称のいかんを問わず、契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還されることが予定されていない金額です。したがって、保証金、敷金等や契約成立後における使用収益上の対価ともいえるべき賃貸料は記載金額には該当しません。なお、契約書を連帯保証人も保有する場合は、その文書も課税対象となります。